

川崎市介護支援専門員連絡会会計細則

【趣旨】

第1条 川崎市介護支援専門員連絡会の金銭出納その他の会計事務については川崎市介護支援専門員連絡会会則に定めるもののほか、この規則によるものとする

【執行方針】

第2条 予算の執行に当たっては、川崎市介護支援専門員連絡会会則第3条に掲げる目的を達成するために必要な、第4条の事業について、具体的な計画に基づき執行する

【収入】

第3条 本会の会費を年 8,000円とする

- 2 会計年度中途からの入会者についても同額とする
- 3 会費の納入については各区単位で、現金により納入するものとする

【支出】

第4条 全体に係わる支出については、会長による決裁を受けて執行し、執行後は清算書を作成し領収書等証拠書類を添付して会長の決裁を受けるものとする

- 2 役員会、執行役員会、各区、各委員、各部会、各係の支出については、上記に準ずるものとする
- 3 川崎市介護支援専門員連絡会の活動については、全体にかかわる活動及び各区独自の活動に分別されるため、それぞれについて予算案が作成され予算が配分される
- 4 各区の予算については、会員数に対する比例配分及び各区の事業計画などを勘案し決定される。会員数の確定は7月1日現在の数とし、比例部分の金額については別表に定める
- 5 本会役員、執行役員、各委員、各区幹事への交通費、事務局、役員、執行役員、委員としての連絡会業務遂行への役務費及び総会、研修会の運営協力費、講師謝礼などの支出基準金額については別表に定める
- 6 役員会、執行役員会、各区、各委員会、各部会、各係の会計については単年度の決算とし、余剰は全体の会計に帰属する
- 7 役員会、執行役員会、各区、各委員会、各部会、各係の会計について特別の理由のある時は、補正の予算を組み役員会の承認を得るものとする
- 8 連絡会の代表として無償の会議等に出席した際は、別表に定める交通費を会費から支払い、有償の会議等に出席した際は会費から支払わないものとする。また、会議・講義や執筆・取材活動に対して支払われる謝礼等については、それに携った者へ支給する

【その他】

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は役員会で決定するものとする

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する

附 則

この改定細則は、平成16年4月1日から施行する

附 則

この改定細則は、平成17年4月1日から施行する

附 則

この改定細則は、平成18年4月1日から施行する

附 則

この改定細則は、平成21年4月1日から施行する

附 則

この改定細則は、平成23年4月1日から施行する

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する

附 則

この改定細則は、平成26年4月1日から施行する

附 則

この改定細則は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この改定細則は、平成30年4月1日から施行する

川崎市介護支援専門員連絡会会計細則・別表（案）

講師謝礼（連絡会会員）	5,000円/半日 10,000円/終日
講師謝礼（外部講師）	応相談
役員会、執行役員会への出席、一回につき	1,500円
各区幹事会、各委員会、各部会、各係への出席、一回につき	1,000円
総会、研修会の運営協力費、一回につき	2,000円 (3,000円/終日)
事務局運営協力費、一回につき	1,000円
連絡会代表としての無償の会議等への出席、一回につき	1,000円
連絡会代表としての有償の会議等への出席	なし
各区への配分、年、会員一人当たり	1,500円